

指宿市 定住促進 助成金



指宿市に転入後3年以内かつ新築・住宅購入後1年以内に申請した方に、購入費用の一部を助成します。

助成額

購入価格の半額を助成します。上限額は下表のとおりです。

助成区分	世帯責任者の年齢	50歳以下	51歳以上65歳以下
新築		100万円	50万円
築10年以内の住宅を購入		80万円	40万円
築10年を超えた住宅を購入		50万円	25万円

※ 助成金に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

助成対象者

- ✓ 定住することを目的として転入した、以下のいずれの方
 - 1 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに転入したI・Uターンの方
(※Uターンの場合は、指宿市から転出後2年を経過しない再転入は対象外です。)
 - 2 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに転入したIターンの方
- ✓ 転入日時点の世帯責任者*が65歳以下の方 * 主として世帯の生計を維持している方
- ✓ 指宿市に床面積50㎡以上の住宅を新築、または住宅を購入した方

必要な申請書類

申請の際に、以下の書類が必要です。

- 定住促進助成金交付申請書
- 誓約書
- 指宿市に転入後の住民票の写し（世帯全員）
- 転入日から数えて過去2年間*に指宿市に住んでいなかったことの証明書（戸籍の附票の写し等）
* 助成対象者が上記の②に該当する方は、世帯全員が過去一度も指宿市に住んでいなかったことの証明書
- 建築請負契約書または売買契約書
- 建物登記事項証明書

申請期間

申請が可能な期間は、転入日の翌日から数えて**3年以内**かつ新築・住宅購入後（登記の日付）の翌日から**1年以内**です。

転入前に住宅を取得した場合

転入日の翌日以降から申請ができ、住宅取得日（登記の日付）の翌日から1年以内が申請期間です。

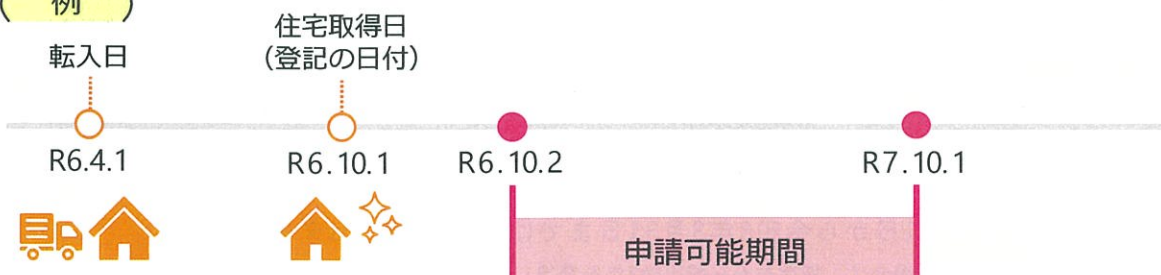
（例）



転入後に住宅を取得した場合

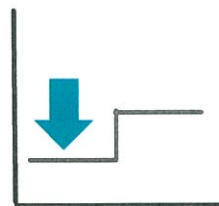
住宅の取得期間は、転入日の翌日から3年以内です。申請期間は、住宅取得日（登記の日付）の翌日から1年以内です。 ※本制度は令和8年3月31日までの予定です。

（例）



住宅ローン「フラット35」の金利引き下げ

定住促進助成金の交付対象となる方で、
住宅金融支援機構が定めた要件を満たす方は、
当初5年間「フラット35」の借入金利が引き下げられます。



お問い合わせ

指宿市 総務部 企画政策課 地域創造係
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
☎ 0993-22-2111（内線127）
✉ kikaku@city.ibusuki.jp

指宿市移住定住支援サイト「いぶすき暮らし」

申請方法の詳細や
様式のダウンロードはこちらから
<https://www.city.ibusuki.lg.jp/ijyu/>

